

令和元年第2回基山町議会（定例会）会議録（第5日）						
招集年月日	令和元年6月7日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	令和元年6月14日	9時30分	議長	品川義則	
及び宣告	閉会	令和元年6月14日	10時03分	議長	品川義則	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	中村 絵理	出	8番	河野 保久	出
	2番	天本 勉	出	9番	重松 一徳	出
	3番	松石 健児	出	10番	鳥飼 勝美	出
	4番	大久保 由美子	出	11番	大山 勝代	出
	5番	末次 明	出	12番	松石 信男	出
	6番	栗野 久明	出	13番	品川 義則	出
	7番	久保山 義明	出			
会議録署名議員		3番	松石 健児	4番	大久保 由美子	
職務のため議場に出席した者の職氏名		(事務局長) 藤田 和彦		(係長) 長野 周次		(書記) 川添 紫
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	松田 一也	産業振興課長	寺崎 一生		
	副町長	酒井 英良	まちづくり課長	井上 信治		
	教育長	大串 和人	定住促進課長	亀山 博史		
	総務企画課長	熊本 弘樹	建設課長	古賀 浩		
	財政課長	平野 裕志	会計管理者	酒井 智明		
	税務課長	寺崎 博文	教育学習課長	井上 克哉		
	住民課長	毛利 博司	こども課保育園長	高木 久幸		
	健康増進課長	中牟田 文明	産業振興課参事	山本 賢子		
	福祉課長	吉田 茂喜	まちづくり課図書館長	城本 直子		
こども課長	今泉 雅己					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- 日程第1 総務文教常任委員長報告（付託議案第18、19、22号）
- 日程第2 厚生産業常任委員長報告（付託議案第17、20、21、22、23、24号）
- 討論・採決
- 日程第3 議案第17号 基山町災害被災者に対する見舞金等支給条例の制定について
- 日程第4 議案第18号 消費税法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第19号 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第6 同意第4号 基山町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第7 同意第5号 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第8 議案第20号 基山っ子未来館（仮称）建設工事請負契約について
- 日程第9 議案第21号 基山っ子未来館（仮称）建設工事（機械設備）請負契約について
- 日程第10 議案第22号 令和元年度基山町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第23号 令和元年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第24号 令和元年度基山町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第13 意見書第2号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書
- 日程第14 議会改革特別委員会の設置について
- 日程第15 所管事務等の調査について（総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会、議会運営委員会）

～午前9時30分 開議～

○議長（品川義則君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
去る11日から休会中の本会議を開議します。

日程第1 総務文教常任委員長報告、日程第2 厚生産業常任委員長報告

○議長（品川義則君）

日程第1．総務文教常任委員長報告、日程第2．厚生産業常任委員長報告を一括議題とします。

初めに、総務文教常任委員長の審査報告を求めます。栗野総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（栗野久明君）（登壇）

それでは、総務文教常任委員会審査報告を行います。

議案第18号 消費税法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第19号 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第22号 令和元年度基山町一般会計補正予算（第2号）中歳入全般及び歳出所管分

本委員会は、6月10日付付託されました議案を審査の結果、議案第18、19、22号は原案を可決すべきものと決定しましたから、会議規則第76条の規定により報告いたします。

なお、議案第18、19、22号に対する審査の経過は次のとおりです。

記

議案第18号 消費税法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

消費税法の改正により関係条例を整理するに当たって、これまでは税率の表記を「1.08を乗じて得た額」としていたが、今回は「1.10を乗じて得た額」とせず、「消費税法第29条に規定する税率を乗じて得た額及び消費税額に地方税法第72条の83に規定する税率を乗じて得た額を加算した額」と法律文の引用表記としたことは、町民にとって理解しにくいとただしたところ、消費税の税率そのものは自治体が決めるものではなく、国が定める法律を引用表記して条例を改正することは問題ないと考え、自治体は消費税率が改正となったことを町民に的確に伝えることが大切であるとの説明を受けました。

当委員会としては、今後も消費税に関する法律改正があった場合は、議会へ説明を行うとともに、町民に対しては具体的な内容の周知と町民へさらなる負担が生じる場合は、理解を得られる努力をするよう提案いたしました。

議案第19号 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部が改正されたことにより、この条例が改正になる理由についてただしたところ、執行経費の算定において物価の変動や公務員等の給与の改定等を踏まえ、投票所や開票所の事業経費の積算基礎の基準額の見直しが行われたため、改正になったとの説明を受けました。

選挙の際、投票所や開票所の立会人は長時間詰めている状況もあり、半日の交代制などで少しでも負担を減らすことは検討できないかとただしたところ、現在の投票所当たり2名の選出についても苦勞して推薦してもらっている。区長等の意見を伺い、立ち会い体制や人数の見直しを内部でも検討していく必要があると説明を受けました。

当委員会としては、非常勤特別職や職員の負担の軽減を図るとともに、選挙の執行体制などの抜本的な見直しを図るよう提案いたしました。

議案第22号 令和元年度基山町一般会計補正予算（第2号）中歳入全般及び歳出所管分
歳出 10款3項1目15節 基山中学校校舎大規模改造工事 2億9,151万1,000円

基山中学校校舎大規模改造工事でエレベーターやスロープの設置についてただしたところ、今回の工事で施行するには町単費の工事となる。高額な工事費、維持費の検討や設置時期を含め、別にバリアフリー対策の事業として申請をしたほうが補助金を活用しやすくなるとの説明を受けました。

工事の実施に当たり、授業に支障が出ないよう騒音対策などの検討をしているのかとただしたところ、実施計画の中で工程に合わせて検討していくとの説明を受けました。

当委員会としては、文部科学省でも学校施設のバリアフリー化は努力義務の対象として位置づけている。今後、バリアフリー化に向けた検討をするように強く提案をいたしました。

以上で審査報告を終わります。

○議長（品川義則君）

次に、厚生産業常任委員長の審査報告を求めます。末次厚生産業常任委員長。

○厚生産業常任委員長（末次 明君）（登壇）

おはようございます。それでは、報告いたします。

厚生産業常任委員会審査報告書。

議案第17号 基山町災害被災者に対する見舞金等支給条例の制定について

議案第20号 基山っ子未来館（仮称）建設工事請負契約について

議案第21号 基山っ子未来館（仮称）建設工事（機械設備）請負契約について

議案第22号 令和元年度基山町一般会計補正予算（第2号）中歳出所管分

議案第23号 令和元年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第24号 令和元年度基山町下水道事業会計補正予算（第1号）

本委員会は、6月10日付付託された上記の議案を審査の結果、議案第17、20、21、22、23、24号は原案を可決すべきものと決定しましたから、会議規則第76条の規定により報告いたします。

なお、議案第17号、議案第20号、議案第22号に対する審査の経過は次のとおりです。

記

議案第17号 基山町災害被災者に対する見舞金等支給条例の制定について

見舞金等の支給対象となる住居の認定について、空き家に対する対応はどのようにするのかとただしたところ、人が住んでいない空き家は対象と考えていないとの説明を受けました。また、災害の定義や被害の程度の判定及び世帯や遺族の認定が難しいのではないかとただしたところ、施行規則では明記するようになっていないので、周知をしていきたいとの説明を受けました。

当委員会としては、事務要領やマニュアルに明記して担当者がかかわっても同じ基準で判定できるよう提案をいたしました。

議案第20号 基山っ子未来館（仮称）建設工事請負契約について

基山っ子未来館（仮称）は、保育所ゾーンと子育て交流広場ゾーンとの境が明確ではないが、管理運営における責任者はどこに属するのかとただしたところ、現在は保育所ゾーンは園長の管理、子育て交流広場ゾーンはこども課の所管と考えているので、今後、町民にわかりやすくするために設置条例の中で明確にしていくとの説明を受けました。また、今後も園児がふえていくことが予想されるが、今の保育ゾーンだけで足りるのかとただしたところ、人数がふえた場合は共有ゾーンの一時保育室や活動スペースを保育室として利用が可能であるとの説明を受けました。

当委員会としましては、今回の事業は地方創生拠点整備交付金を使っており、会計検査の対象にもなるので、十分に考慮して取り組むように要望いたしました。

議案第22号 令和元年度基山町一般会計補正予算（第2号）中歳出所管分

歳出 2款1項12目 基山町プレミアム付商品券事業9,057万3,000円

プレミアム商品券が売れ残った場合の取り扱いはどうなるのかとただしたところ、対象者3,300人が最大5冊購入した場合は1万6,500冊となる。売れ残りも予想しているが、足りないことがあってはならないと最大数での準備をしているとの説明を受けました。

また、利用期限が過ぎた商品券は買い戻すのかとただしたところ、買い戻しはしないので、購入者の希望に合わせて分割して購入いただくようお願いするとの説明を受けました。

当委員会としては、売れ残らないように努めることと、販売時に利用方法や利用期限を正しく説明するよう提案いたしました。

3款2項1目 幼児教育無償化事業1,435万7,000円

基山町内の幼児教育無償化事業の対象についてただしたところ、幼稚園及び保育の必要性があり保育園等を利用している3歳児から5歳児及び住民税非課税世帯のゼロ歳児から2歳児となる。なお、町内の全ての幼稚園、保育園は対象になるが、認可保育園以外は上限があり、幼稚園は2万5,700円で、預かり保育まで含めると3万7,000円、無認可保育園は3万7,000円になるとの説明を受けました。

当委員会といたしましては、10月からの実施に向けて保護者が理解できるようなパンフレット等を整備するように提案いたしました。

以上で厚生産業常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（品川義則君）

以上で各常任委員長の審査報告が終了いたしました。

討論、採決を行います。

日程第3 議案第17号

○議長（品川義則君）

日程第3．議案第17号 基山町災害被災者に対する見舞金等支給条例の制定についてに対する討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第17号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第17号は可決されました。

日程第4 議案第18号

○議長（品川義則君）

日程第4．議案第18号 消費税法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてに対する討論を行います。討論はありませんか。重松議員。

○9番（重松一徳君）（登壇）

議案第18号 消費税法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について反対討論を行います。

議案第18号は、消費税を8%から10%に増税する消費税法等の関係で、基山町が行う関係条例の整理に関する条例の中身になっております。消費税法そのものの8%から10%についての消費税の改定については、そもそも反対であります。しかし、反対討論まではしていませんでした。平成26年4月に5%から8%に消費税が改定されたときも、反対討論までしていません。しかし今回、あえて反対討論をするのは、以下の2点についてです。

1つは、この条例の記述の仕方、条項の立て方に私は反対しています。平成26年4月に消費税を5%から8%にしたときには、条例の中身では「1.05を乗じて得た額」を「1.08を乗じて得た額」に改める内容でした。一目で消費税が5%から8%になったというふうにわかります。しかし、今回の議案第18号は、1.08を乗じて得た額を、消費税法第29条に規定する税率を乗じて得た額及び消費税額に地方税法第72条の83に規定する税率を乗じて得た額を加算した額になります。読んだだけではさっぱり意味がわかりません。消費税がどのようなになったのかもわかりません。なぜこのようなわかりにくい文章にしているのかというのが、私は大変不満もありますし、納得できない部分でもあります。

つまり、消費税法第29条の消費税額を6.3%から7.8%へ、そして消費税法第72条の83の地方消費税額を1.7%から2.2%に改めて、そして消費税額と地方消費税額の合計が10%になるというのは、これは専門的に言わなければほとんど意味がわかりません。町民の方も理解できないです。なぜこのようにしたのかというのが大変問題であるし、疑問でもあります。

例えば、消費税も含めて、これはほとんどが税というのは大まかに見れば、国が定めます。例えば、入湯税など一部目的税、ゴルフ税もありますけれども、そういうふうな目的税は各

市町において決めますけれども、ほとんど標準税額というのは国が定めます。しかし、地方自治を保障するために自治体は、財政の基盤である税収を確保するために地方税を賦課、徴収することができます。そして、そのためには条例で明記しなければならないというふうになっています。もし今回の第18号のような条文の仕方にとすれば、例えば、基山町の税条例のたばこ税、または軽自動車税、こういうのは国の法律をそのまま明記すれば基山町の税条例の中には出てこない形になりますし、これが改定されても議会には出てきません。本当にこれでいいのかというのに私は大変疑問があります。地方のことは地方で決めるというのが地方分権の流れでもありますし、それに背を向けることにもなりますし、一番問題は、議会に条例として上程されなければ、議会の審議はできないんです。私たちの審議権を奪う、今回の中身になっているのではないのかというのがあります。

そして、この議案第18号を認めてしまえば、例えば消費税が10%から12%に増税されたとしても、第2条のし尿処理手数料を定めた基山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例のみが議会に提案されて、それ以外の条例については議会に提案されなくなります。全く議会の審議権を無視した中身になるという形で、私はこれは議会軽視であるというふうなことで強くまず反対をしていきたいと思っています。

それから、反対理由の2点目は、私たち自身が2年間かけて決めてきました基山町議会基本条例に照らして、この議案第18号は本当に認めていいのかという中身です。議会基本条例の前文で、基山町は日本国憲法の定める地方自治の本旨に基づき、二元代表制の一翼を担う議会の機能を高めることにより、町民福祉のさらなる向上を目指すことを基本理念にするというふうになっています。私は大変すばらしい基本理念だろうと思います。しかし、これを実践しなければ何も意味がないというふうに思います。議会の審議する権利を奪う条例を認めてしまえば、これは二元代表制としての役割をみずから放棄することになり、議会基本条例を死文化してしまうのではないのかというおそれがあります。

私は勇気を持って、この議案第18号は否決すべきものというふうに思っています。そして、消費税に関することは10月1日施行です。まだ、多くの自治体でこの問題については9月議会で提出するところもあります。私は改めて9月議会できちっと消費税を、税率を明記した部分の条例をまた議会のほうに提出することもできるというのも含めながら、反対討論いたします。

○議長（品川義則君）

次に、本案に賛成の方の発言を許可します。討論はありませんか。久保山議員。

○7番（久保山義明君）（登壇）

議案第18号 消費税法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、条文の1.08を乗じた額を、略称であるところの消費税額及び地方消費税額を加算した額に改めるのではなく、きちんと1.10を乗じた額とすべきという議論もあったかと思われませんが、これは執行部の説明にも委員長報告にもあったように、税率そのものは自治体が定めるものではなく、上位法として設定されたものであります。よって、自治体としての役割は前回の税率が上がっているにもかかわらず改正できていなかったようなミスをまずはなくし、正確に把握するとともに周知徹底を行うことの役割は大切であると考えます。

また、消費税そのものを反対するのではなく、文言の修正をするのであれば、議案に対する反対ではなく修正動議を行うことが議会に求められた判断であるとも考えます。

さらに、上位法として決定した消費増税そのものに反対することに対しましては、自治体間の格差を生み、住民生活を混乱させ、停滞させることは避けなければならないと考えます。

そういった観点から、議員各位の賢明なる判断をお願いし、私の賛成討論といたします。

○議長（品川義則君）

ほかに討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第18号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

賛成多数と認めます。よって、議案第18号は可決されました。

日程第5 議案第19号

○議長（品川義則君）

日程第5. 議案第19号 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第19号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第19号は可決されました。

日程第6 同意第4号

○議長（品川義則君）

日程第6．同意第4号 基山町監査委員の選任につき同意を求めることについてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

これより同意第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、同意第4号は原案に同意することに決定しました。

日程第7 同意第5号

○議長（品川義則君）

日程第7．同意第5号 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

これより同意第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、同意第5号は原案に同意することに決定しました。

日程第8 議案第20号

○議長（品川義則君）

日程第8．議案第20号 基山っ子未来館（仮称）建設工事請負契約についてに対する討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第20号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第20号は可決されました。

日程第9 議案第21号

○議長（品川義則君）

日程第9．議案第21号 基山っ子未来館（仮称）建設工事（機械設備）請負契約についてに対する討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第21号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第21号は可決されました。

日程第10 議案第22号

○議長（品川義則君）

日程第10. 議案第22号 令和元年度基山町一般会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第22号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長報告及び厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長、厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第22号は可決されました。

日程第11 議案第23号

○議長（品川義則君）

日程第11. 議案第23号 令和元年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第23号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第23号は可決されました。

日程第12 議案第24号

○議長（品川義則君）

日程第12. 議案第24号 令和元年度基山町下水道事業会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第24号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第24号は可決されました。

日程第13 意見書第2号

○議長（品川義則君）

日程第13. 意見書第2号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を議題とします。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

意見書第2号を原案どおり採択と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、意見書第2号は採択と決しました。

日程第14 議会改革特別委員会の設置について

○議長（品川義則君）

日程第14. 議会改革特別委員会の設置についてを議題とします。

本件については、議会改革に関する調査、審査をするため、基山町議会委員会条例第4条

の規定により、議会改革特別委員会を審査終了まで設置し、同特別委員会委員定数を12名とすることにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、議会改革特別委員会を審査終了まで設置し、同特別委員会委員定数を12名とすることに決定いたしました。

なお、議会改革特別委員会委員の指名については、基山町議会委員会条例第5条の規定により、議長において指名を行いたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、議長において議会改革特別委員会委員の指名を行います。

議会改革特別委員会委員に、議長を除く全議員を指名します。

日程第15 所管事務等の調査について

○議長（品川義則君）

日程第15. 所管事務等の調査についてを議題とします。

本件については、総務文教常任委員長、厚生産業常任委員長及び議会運営委員長より提出された別紙、所管事務調査事項記載どおり、会議規則第72条の規定により本件を承認と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定いたしました。

今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

以上をもちまして令和元年第2回基山町議会定例会を閉会いたします。

～午前10時3分 閉会～

基山町議会会議規則第127条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

基山町議会議長 品川 義則

基山町議会議員 松石 健児

基山町議会議員 大久保 由美子